

地発第 1209001 号
基発第 1209001 号
平成 20 年 12 月 9 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省大臣官房地方課長
(公 印 省 略)
厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

経済情勢の悪化を踏まえた適切な行政運営について

経済情勢の悪化等の影響により、平成 20 年 10 月の有効求人倍率が 0.80 倍（前月比 0.04 ポイント減）となるなど雇用情勢は下降局面にあり、派遣労働者や有期契約労働者等のいわゆる非正規労働者を中心に雇用調整の対象とされ解雇や雇止め等が行われている状況がみられるほか、労働基準監督署（以下「署」という。）に寄せられる申告・相談についても増加基調が続いており、労働者を取り巻く状況は今後一段と厳しさを増すことが予想される。いかなる経済情勢の下においても、労働基準法等で定める法定労働条件が確保されなければならないことは言うまでもないが、加えて、解雇や雇止め、労働条件の切下げ等は、労働者の生活に重大な影響を生じさせる問題であることから、労働基準法等に違反しない場合であっても、労働契約法や裁判例等を踏まえ適切に取り扱われることが重要である。

このため、特に下記の点に留意し、職業安定行政等の関係部署との連携を図りつつ、一層適切な行政運営に万全を期されたい。

記

1 不適切な解雇、雇止めの予防等のための啓発指導

解雇や雇止め、労働条件の切下げ等については、労働基準法等で定める法定労働条件を遵守することはもとより、労働契約法や裁判例等に照らし不適切な取扱いが行われることがないよう、事業主等に対し、新たに作成するパンフレット等を活用し、集団指導や窓口における相談対応、届出受理時など各種機会を利用して、労働契約法や裁判例等の周知を図り、適切な労務管理の必要性について啓発指導を行うこと。

特に、この啓発指導に当たっては、解雇や雇止めに係る紛争をできる限り防止する観点から、関係法令や「有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準（平成 15 年厚生労働省告示第 357 号）」（以下「雇止め等に関する基準」という。）を遵守するよう指導するとともに、事前に労使間での話し合いや労働者への説明を十分に行うことが重要である旨を説

明すること。

(参考) 新たに作成するパンフレット

「厳しい経済情勢下での労務管理のポイント」

「有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準について」

2 申告・相談対応の充実

(1) 労働条件特別相談窓口の設置

現下の経済情勢から生じる様々な労働条件や労務管理に係る問題についての相談に対応するため、

ア 総務部企画室及び総合労働相談コーナー設置署においては既存の総合労働相談コーナーに、

イ 総合労働相談コーナー未設置署においては署に、
「労働条件特別相談窓口」を設置し、次の対応を行うこと。

- ① 労働者、事業主等からの労働条件や労務管理についての相談について、相談者の置かれている立場に意を払い、懇切丁寧に対応すること。
- ② 解雇、雇止め等について、労働基準関係法令上の問題が認められない場合であっても、事案に応じて、関係者に対し、パンフレットを交付する等により、労働契約法や裁判例等の情報を提供すること。その際、整理解雇については、裁判例において、人員削減の必要性、解雇回避措置、人選の合理性、労使協議等の実施の4つの事項に着目して、解雇権の濫用とならないか判断されていることについて説明するなど、解雇等についての労使間の紛争が回避されるよう情報の提供を行うこと。
- ③ イの窓口においては、相談内容に応じ、総合労働相談コーナーに取り次ぐこと。
- ④ 以上のほか、必要に応じ関係行政機関等の相談窓口や労働審判制度を紹介すること。

(2) 申告事案等に対する優先的な対応

解雇、賃金不払等に関し労働基準関係法令上問題のある申告事案について、その早期の解決のため優先的に迅速かつ適切な対応を図ること。

また、有期契約労働者に係る事案であって、雇止め等に関する基準に適合していないおそれのあるものについては、必要な調査を行い、労働基準法第14条第3項に基づく助言・指導等を行うこと。

(3) 情報収集と迅速な対応

大型倒産、大量整理解雇等の情報を把握した場合には、当該企業又は関連企業における賃金・退職金の支払等の状況を把握し、労働基準関係法令や雇止め等に関する基準の違反等の未然防止あるいは賃金不払等の早期解決を図るため、速やかに臨検監督等を実施し、迅速に情報収集を行うとともに、必要な指導を行うこと。

この場合、必要に応じ、保全管理人等関係者に対し、時機をとらえて労働債権の確保等について協力要請を行うなど適切な措置を講ずるほか、上記(1)②と同様の対応を行うこと。

なお、当該情報収集等に当たっては、関係公共職業安定所との連携に留意すること。

(4) 未払賃金立替払の迅速・適正な実施

未払賃金立替払制度による救済が必要となる事案を把握した場合は、関係労働者等に対して同制度の所要の手続等を教示するとともに、当該事案について優先的に迅速かつ適正な事務処理に努めること。

なお、大型倒産等が発生した場合においては、必要に応じて、臨時相談説明会の開催や労働者の未払賃金額等の確認業務の集中的な処理を行うこと。

3 特別の配慮を要する労働者への対処

(1) 下請取引の適正化による中小企業労働者の労働条件の確保

平成 20 年 12 月 2 日付け基発第 1202001 号「中小企業における労働条件の確保・改善に関する公正取引委員会・経済産業省との通報制度について」に基づき、事業場に対する監督指導を実施した結果、労働基準法第 24 条違反等の労働基準関係法令違反が認められ、当該違反の背景に親事業者による下請代金支払遅延等防止法第 4 条の違反行為に該当する行為（いわゆる「下請たたき」に当たる行為）が存在しているおそれがある事案を把握した場合には、下請事業者の意向を踏まえた上で、これを公正取引委員会等に通報することによって、中小企業で働く労働者の労働条件の確保を図ること。

(2) 有期契約労働者に係る雇止め等に関する基準の徹底等

派遣労働者、パートタイム労働者等については、有期労働契約により労働している者が多いが、これら有期契約労働者については、パンフレットを活用し、雇止め等に関する基準の周知を図るとともに、問題が認められる事案については使用者に対し積極的に助言・指導を行う等によりその徹底を図ること。

また、労働契約法第 17 条第 1 項に定める契約期間満了前の解雇禁止規定等や雇止めに関する裁判例についても周知を図り、解雇や雇止め等に関する紛争の未然防止に努めること。

(3) 外国人労働者に係る労働相談への対応

日系人の集住地域において、職業安定機関と地域の自治体とが実施する母国語による職業相談、生活相談等と連携し、外国人労働者の労働条件に係る相談にワンストップで対応すること。

このため、これら相談に係る主要な窓口「外国人労働者労働条件相談員」を臨時に配置する予定であるので、これを活用する等により適切な対応に努めること。